

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業) 交付規程

公益財団法人日本環境協会

平成26年4月24日

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)(以下「施行令」という。)及びその他の法令の定め並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業)交付要綱(環地温発第14040129号)(以下「要綱」という。)及び経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業実施要領(環地温発第14040130号)(以下「実施要領」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、要綱第14条の規定に基づき、公益財団法人日本環境協会(以下「協会」という。)が、要綱第2条に定める間接補助事業に要する経費に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 協会は、第2条の目的を達成するため、工場や業務用ビル等における二酸化炭素排出抑制のための二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として協会が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 民間企業
 - 二 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - 三 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - 四 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
 - 五 法律により直接設立された法人
- 3 補助事業の対象となる事業所は、平成23年度以降の直近年度における二酸化炭素の年間排出量が3,000トン以上である事業所とする。

4 補助事業の実施に関して必要な事項は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 第3条第1項の補助事業に係る補助金の交付を申請しようとする者（次条において「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書に協会が定める書類を添付して、協会が別に定める時期までに提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第6条 協会は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、協会は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。
- 2 前条の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
 - 3 協会は、実施要領第2の(3)のただし書により交付申請がなされたものについては、実施要領第2の(3)に規定する補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
 - 4 協会は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

(変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請内容の変更に伴い交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による補助金変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金変更交付申請書の提出があった場合においては、第4条第2項及び前条各項の規定を準用する。

(交付の条件)

第8条 協会は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、協会に届け出なければならない。

二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第4による補助金計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。なお、協会は、当該承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。

五 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。

六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第7による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。

七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。

八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

九 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。なお、協会は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとし、当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十 協会は、補助事業者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に協会に書面をもって申し出なければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の1月20日のいずれか早い日までに様式第9による実績報告書を協会に提出しなければならない。

2 補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、協会は期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書(第7条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第3号に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第10による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第12条 協会は、第10条第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるとき

は、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付決定の取消し等)

第13条 協会は、第8条第4号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本交付規程又は法令若しくは本交付規程に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 協会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 協会は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(事業報告書の提出)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、様式第11による事業報告書を年度毎作成し、当該年度の終了後30日以内に環境大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の支払い)

第15条 協会は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による補助金精算払請求書を協会に提出しなければならない。

(調査)

第16条 協会は、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、補助事業者に対して所要の調査を行うことができる。

2 補助事業者は、協会が行う調査等に協力しなければならない。

(データ等の提供要請)

第17条 協会は、環境省からの依頼を受け、設備機器の効率的な運用や低炭素機器の普及促進を図るため、必要な範囲において補助事業者に対してデータ等の提供を要請することができる。

2 補助事業者は、協会からデータ等の提供の要請を受けた場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他必要な事項)

第18条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、協会が別にこれを定める。

(附 則)

この規程は平成26年4月24日から施行する。

別表第1

1 事業	2 補助対象経費	3 基準額
二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。）	協会が必要と認められた額